入所案内をよく読んでからお申込み下さい。

令和9年度　保育所　入所案内

■入所対象児童

原則として、竹富町に住所がある満2歳から小学校就学前の児童です。

■入所申込時期について

《4 月保育所入所申込み》

◆受付期間：**令和 8 年 11 月 24 日(火)～令和 8 年 12 月 25 日(金)** **※土日祝祭日を除く**
◆配布場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 こども未来課・竹富町ホームページ
◆受付時間：午前9時～午後5時
◆受付場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 こども未来課

《5月以降保育所入所申込み》

入所希望月	申込受付開始日	申込受付期限	決定通知時期（目安）
5 月	令和 9 年2月 1 日(月)	令和 9 年2月 26 日(金)	**入所希望月の前月上旬**
6 月	令和 9 年3月 1 日(月)	令和 9 年3月 31 日(水)	
7 月	令和 9 年4月1日(木)	令和 9 年4月 30 日(金)	
8 月	令和 9 年5月 6 日(木)	令和 9 年5月 31 日(月)	
9 月	令和 9 年6月1日(火)	令和 9 年6月 30 日(水)	
10 月	令和 9 年7月1日(木)	令和 9 年7月 30 日(金)	
11 月	令和 9 年8月 2 日(月)	令和 9 年8月 31 日(火)	
12 月	令和 9 年9月1日(水)	令和 9 年9月 30 日(木)	
1 月	令和 9 年 10 月1日(金)	令和 9 年 10 月 29 日(金)	
2 月	令和 9 年 11 月 1 日(月)	令和 9 年 11 月 30 日(火)	
3 月	令和 9 年 12 月1日(水)	令和 9 年 12 月 24 日(金)	

《重要な注意事項》

・書類不備、記入漏れ等がある場合は受付できません。申込期限は厳守です。期日以降の受付はできません。
・継続して入所希望の場合も申込みが必要です。
・入所日は、原則その月の第1開所日です。（各保育所の状況に応じて変更となる場合あり）
・各保育所の状況に応じて定員に達していなくても不承諾になる場合があります。
あらかじめご了承ください。
・保育所の入所対象は原則として満2歳以上の児童とします。ただし、2歳になる月（1 歳 11 ヶ月）に
おいては、町が定める基準により保育の必要性を判断します。
※入所後14日以内に仕事を復帰し復職証明書の提出が必要です。
・育児休業手続き等で入所保留通知書（不承諾通知）が必要な場合は、2 ヶ月前までに申し込みして
ください。

■保育の必要性の認定

保育所等の施設を利用するためには、利用のための認定を受ける必要があります。

＜保育の必要性の認定区分＞

認定区分	内容	利用できる施設
１号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（就労など）に該当しない場合。	幼稚園
２号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（就労など）に該当する場合。	保育所
３号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（就労など）に該当する場合。	保育所

・1号・2号認定：就学前の期間

・3号認定：満3歳の誕生日前々日まで。

・3号認定から1号・2号認定への更新は申請不要です。

■保育を必要とする事由

保育認定は、保護者全員が次のいずれかの要件に該当することが必要です。
年度の途中で「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合は、新たに認定を行う必要があります。
改めて申請書及び必要書類をご提出ください。

事由	認定基準	保育利用期間
就労	保護者が働いていて保育ができないこと。パートタイムや居宅内労働も含みます。**（原則月 64 時間以上）**	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	産前３ヶ月～ 産後４ヶ月
疾病・障がい	保護者に病気やケガ、または精神や身体の障がいがあること。	保護者の療養期間中
介護、看護	長期にわたり、病気やケガ、または精神や身体に障がいのある親族を常時介護、看護していること。（長期入院中も含む）	同居親族の療養期間中
災害	災害復旧の状態にあること。	災害復旧に要する期間
求職	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること。	連続90日間／年度
就学	保護者が就学中（職業訓練校等における職業訓練も含む）であること。	就学期間中
虐待やDV	虐待やDVの恐れがあること。	必要な期間
育児休業	育児休業対象児のきょうだい児が、既に保育所を利用している児童の継続利用が必要であると認められる場合。 （育児休業対象児の入所は認められません）	育児休業対象児が2歳になる月の末日まで
その他	その他上記に類する状態として町長が認める場合。	必要な期間

■保育所入所に必要な書類

【全員が提出する書類】

□竹富町教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申請書(申込児童1人につき１枚記入)

【保護者の就労状況等の証明書】(該当するもの)**※証明書は3ヶ月以内に発行されたもの**

保護者の状況	証明書類	備考
勤務または採用予定の方 自営業の方	就労証明書	町指定様式。採用予定でも受付けています。 自営業の方は、就労証明書の裏面も記入お願いします。
内職の方	内職証明書	町指定様式
妊娠、出産	母子健康手帳の写し	出産日が記入されているページ ※出産予定日前3ヶ月、産後４ヶ月の方のみ
育児休業中の方	就労証明書	休業期間・職場復帰日が記入されているもの。
保護者の疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書	町指定様式
介護・看護 (同居の親族を常時介護又は看護していること)	介護・看護状況申告書	町指定様式
	介護保険被保険者証の写し	介護認定を受けている方のみ被保険者証が必要
災害復旧	罹災証明書	－
求職中の方	求職活動申立書	町指定様式
	求職受付表(ﾊﾛｰﾜｰｸｶｰﾄﾞ)の写し	
就学中の方	在学証明書の写し 日程表の写し	日程表は、授業日数・時間が確認できるもの

《その他注意事項》

※同居者が満 20 歳以上 60 歳未満の場合は、その方の証明書も必要です。

※きょうだい同時申込の場合、就労証明書等は原本 1 部提出いただき、2 人目以降は写し添付で対応可能です。

※複数の項目に該当する場合は、該当する証明書をすべて提出してください。

《求職活動の取り扱い》

※年度内で1回、連続して 90 日間の利用が可能です。

※同一年度で 2 回以上、求職活動での認定はできません。

※90 日目が属する月の 15 日までに他の就労されない場合は、入所月から３ヶ月をもって退所となります

■入所までの流れ　よく読んでからお申込みください。

1. 申し込み	受付期間内に**必要書類を揃えて**、指定の場所に提出してください。
2. 利用調整	こども未来課にて支給認定及び保育所入所調整、保育料算定を行います。 ※職場や保護者等に聴き取りや訪問を行う場合があります。
3.結果通知	・入所が決定した場合：支給認定通知書及び保育所入所決定通知、保育料決定通知を送付します。 ・入所が不承諾の場合：入所保留通知書（不承諾通知書）を送付します。
4.入所	・保育所より入所準備やオリエンテーション等について連絡があります。 （日時等について、保育所よりお知らせします。） ・入所後、1～2週間程度の慣らし保育があります。 （お子様の状況に合わせて期間変動あり） ・4月入所（新規）の場合のみ入所式があり、継続児は進級式があります。

■保育料について

3歳以上の児童	保育料は無料です。（※児童の年齢は 4 月 1 日時点）
3歳未満の児童	非課税世帯　：保育料は無料 課 税 世 帯　：月額 5,000 円

複数入所児の加算

同一保護者で 2 人以上保育所に入所させている場合

・1 人目：5,000 円

・2人目以降：1 人につき 4,000 円を加算

■保育料の切り替え時期

毎年 9 月に切り替えます。9 月以降の保育料が変更になる場合は、8 月中旬を目安に通知します。

変更がない場合、通知はありません。

課税情報の確認について

保育料を正しく算定するため、保護者の課税情報を確認しています。

課税情報が確認できない場合は、保育料を正しく算定できないため、必ず申告してください。

■保育料の納付方法

納付期限:毎月 25 日です。納め忘れのないようにお願いします。

納付方法	手続き	備考
口座振替 (ゆうちょ銀行)	自動払込利用申込書を郵便局へ提出 (すでにお手続き済みの方は不要)	手続き後、役場に情報が届くまで 2 週間程度かかります。早めの手続きをお願いします。
竹富町役場 (出張所含む)	納付書を持参し、竹富町役場内銀行窓口または、最寄りの出張所で支払い	―
金融機関等	納付書を持参し、納付書裏面に記載の金融機関で支払い	―
コンビニエンスストア	納付書を持参し、納付書裏面に記載のコンビニで支払い	―
スマホ決済アプリ	納付書の収納用バーコードを読み取り支払い	利用可能サービス PayPay、LINE Pay、OKI Pay、 ゆうちょ Pay、はま Pay

スマホ決済アプリ利用時の注意

※納期限を過ぎた納付書はご利用になれません。
※スマホ決済での納付は領収証書が発行されませんので、利用明細等でご確認ください。
※納付手続きを完了すると取り消しできません。
※納付後は領収印のない納付書が手元に残りますので、コンビニ等での二重納付にご注意ください。

滞納時の対応

納付期限内に納付がなかった場合、原則翌月中旬頃に督促状を発送します。
保育料を 2 か月以上滞納した場合は、保育実施停止の対象となる恐れがあります。

■保育料の減免(猶予)申請

下記のいずれかに該当する事情があり、保育料の納入が困難な場合は、竹富町こども未来課までご相談ください。
(1)保護者の収入が著しく低額であるとき。
(2)保護者が疾病にかかり保育料の納入が困難になったとき。
(3)保護者が災害により著しい損害を受け保育料の納入が困難になったとき。
(4)その他(1)から(3)に準ずる特別の事情があるとき。

申請方法

減免申請を希望する場合、「保育料減免(猶予)申請書」を提出してください。

■休所・退所について

【休所】

保護者の都合等により、一定期間保育所を利用しない場合は、事前に「休所届」を提出してください。

休所の例

・里帰り出産など長期間の帰省により、保育所を利用しない場合。
・その他、やむを得ない事情により保育所を利用しない場合。
※休所期間中の保育料については、原則として減免されません。

【退所】

保育の必要性がなくなった場合は、「退所届」を提出してください。

以下の場合は、保育実施停止・解除の対象となります。

(1)保育料を2か月以上滞納したとき。
(2)疾病その他の理由により、他の保育児に悪影響をおよぼすおそれがあるとき。
(3)その他保育の継続を不適当と認めたとき。



■保育時間について

月曜～金曜:午前 8 時 15 分～午後 5 時まで
土　曜　日:午前 8 時 30 分～正午まで （月に 1 回、保育士研修の為、休所となります）
休　所　日:日曜日・祝祭日・慰霊の日(6 月 23 日)・年末年始・新年度準備期間

■食事について

竹富町内の保育所では、原則**毎日弁当持参**です。
※週に 1 回給食提供があります。(給食提供日は、保育所によって異なります)

■保育所一覧（令和8年 10 月現在）

施設名	住所	電話番号 FAX 番号	対象年齢	定員
竹富保育所	〒907-1101 竹富町字竹富 779-2	0980-85-2343 0980-87-7336	満２歳～5 歳児	30 名
黒島保育所	〒907-1311 竹富町字黒島 1138-1	0980-85-4139 電話番号と同じ		30 名
小浜保育所	〒907-1221 竹富町字小浜 1923-1	0980-85-3278 電話番号と同じ		50 名
大原保育所	〒907-1434 竹富町字南風見 191-50	0980-85-5340 0980-85-5370		50 名
上原保育所	〒907-1541 竹富町字上原 382	0980-85-6440 0980-85-6445		50 名
西表保育所	〒907-1542 竹富町字西表 650-1	0980-85-6304 電話番号と同じ		30 名
波照間保育所	〒907-1751 竹富町字波照間 10	0980-85-8254 電話番号と同じ		30 名

※受入可能人数については、施設の状況により変動します。

■令和8年度の保育所組一覧

（令和９年4月1日時点の年齢で組編成が決まります）

年齢	組	生年月日	備考
０歳児	－	令和８年４月２日～	竹富町では、現在、0 歳児の保育の受入れは行っていません。満２歳から受入れしています。
１歳児	たまご組	令和７年４月２日～令和８年４月１日生	
２歳児	ひよこ組	令和６年４月２日～令和７年４月１日生	
３歳児	うさぎ組	令和５年４月２日～令和６年４月１日生	
４歳児	ほ し 組	令和４年４月２日～令和５年４月１日生	
５歳児	に じ 組	令和３年４月２日～令和４年４月１日生	

■よくあるご質問

Q1.　入所申込みの期限を過ぎてしまいました。申込みはできませんか？

A. 申込み期限は厳守です。期日以降の受付はできません。ただし、翌月以降の入所を希望される場合は、その月の受付期間内にお申込みください。

Q2.　2 人目以降の子どもが入所する場合、就労証明書は何部提出すればいいですか？

A. きょうだい同時申込みの場合、就労証明書等は原本 1 部提出いただき、2 人目以降は写し添付で対応可能です。

Q3.　育児休業中ですが、入所申込みはできますか？

A. 育児休業対象児の入所は認められません。ただし、育児休業対象児のきょうだい児が既に保育所を利用している場合は、継続利用が必要であると認められる場合に限り、対象児が2歳になる月の末日までの利用が可能です。

Q4.　保育料の支払い方法を変更したいのですが？

A. 口座振替への変更をご希望の場合は、郵便局で自動払込利用申込書をご提出ください。
その他のご質問は、こども未来課までお問い合わせください。

Q5.　年度途中で 3 歳になったら、保育料は無償化されますか？

A. 利用者負担額は、4 月 1 日時点での年齢を基準とするため、年度途中で 3 歳になったとしても無償化されません。保育料が無償化されるのは 3 歳になった年度の翌年度（3 歳児クラスに進級したとき）からです。

Q6.　保育料を滞納してしまいました。どうすればいいですか？

A. 納付期限内に納付がなかった場合、原則翌月中旬頃に督促状を発送します。
保育料を 2 ヶ月以上滞納した場合は、退所となる恐れがあります。至急こども未来課までご相談ください。

Q7.　仕事を辞めることになったけど、退所しないといけないですか？

A. 保育の必要がなくなった場合は退所となります。ただし、年度内に 1 回 3 ヶ月間は求職活動を理由に継続利用が可能となります。求職活動を理由に保育を継続する場合は、認定の変更手続きが必要となりますので、こども未来課までお越しください。

保育所所在地マップ



【お問い合わせ】
竹富町役場　こども未来課（こども未来係）
〒907－8503
沖縄県石垣市美崎町11番地1
TEL:0980-87-0089
FAX:0980-82-3745